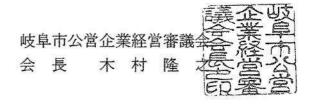
岐阜市長 細江 茂光 様



下水料金のあり方について (答申)

平成27年6月3日付岐阜市水政第67号で諮問のあった標記のことについて、当審議会における審議の結果を別紙のとおり答申する。

下水料金のあり方についての答申

平成27年11月2日

岐阜市公営企業経営審議会

目 次

| 答 | 申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • | • | • | • | • | • 1 | |
|------|--|-----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 下水道事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 2 | |
| 2 | 下水道事業の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 2 | |
| 3 | これからの企業経営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 4 | |
| 4 | 事業計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 4 | |
| 5 | 財政計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 5 | |
| 6 | 料金改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 6 | |
| 7 | 料金水準のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 7 | |
| 8 | 料金体系のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 7 | |
| 9 | むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | • | • | • | • 9 | |
| | | | | | | | | |
| 資料 1 | 1 過去 10 年間の下水利用人口及び有収水量・・・・・・・・ | | | | | | 1 (| |
| 資料2 | 2 今後の人口と有収水量の推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | 1 (| • |
| 資料3 | 3 下水道施設、下水道管の拡張と改良の見通し(見直し前)・・ | | | | | | 1 1 | ı |
| 資料 4 | 4 企業債残高、企業債償還金、減価償却費の推移 ・・・・・・ | | | | | | 1 1 | ı |
| 資料 5 | 5 下水道施設、下水道管の拡張と改良の見通し(見直し後)・ | | | | | | 1 2 | 2 |
| 資料6 | 6 今後 10 年間の施設設備の見通し(見直し前と見直し後の比較 | ኒ) | | | | | 1 2 | , |
| 資料7 | 7 中核市との料金比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | 13 | |

答 申

本審議会は平成27年6月3日付で岐阜市長より諮問を受けた、平成28年度 以降の「下水料金のあり方」について、以下を答申する。

- ・新たな下水料金の算定期間を平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間と すること。
- ・安全、安心、かつ安定した生活環境を保証するに足る、下水道事業の継続を可能とする施設設備を、将来にわたり「維持」、「更新」、「管理」するために 年平均30億円規模の計画的投資を継続すること。
- ・企業債に過度に依存した事業運営からの脱却を展望し、企業債償還資金及び 手持ち資金である補てん財源を経常的に 10 億円程度確保していくため、平 均改定率 10.24%の料金増額改定を行うこと。

(別表1:種別改定試算表、別表2:財政計画【現行料金による財政計画】、

別表3:財政計画【料金改定後の財政計画】)

・料金体系については、別表4:下水料金表のとおりとすること。

なお、下水道事業の公共的な側面や下水道事業の一環として展開されているりん回収事業は、環境政策的な側面を持つことから、財政的な安定を求めるのであれば、事業運営の財源を受益者負担のみに求めるのではなく、一般会計に対し財政負担を求める等の政策的な努力を事業者側も行うことを求めるものである。

答申に至る審議経過は以下のとおりである。

1 下水道事業の現状

本市の下水道は、昭和9年に我が国初の分流式下水道として事業に着手し、昭和12年の中部処理区における供用開始以来、拡張事業が進められ、その普及率は、平成26年度末で92.2%となっており、市民生活における公衆衛生の向上に貢献してきた。

このように、継続的に拡張事業を進めることで発展してきた下水道事業であるが、その一方で、平成19年度以降、料金収入の基礎となる有収水量は減少傾向にあり(資料1)、今後も人口減少や節水型社会の進展による需要構造の変化により緩やかに減少していくことが見込まれている。(資料2) その結果、下水道事業を運営していくための財源の柱となる料金収入についても同様に、減少していくことが予想されている。

岐阜市の下水料金は、これまで、消費税の転嫁を除き、平成元年以降、事業経営の健全化のため、平成6年度、10年度、15年度、24年度に料金改定を行ってきた。同時に、主に人件費を中心とした「経費削減」を行いつつ、下水道事業者の使命として安定的かつ健全な事業運営を継続していくため、「国等による補助制度」や「企業債」の活用により財源を確保し、必要な事業投資を行ってきた。

このような中で、下水処理場や下水道管等の施設・設備については、順次、 耐用年数が経過していくため「施設・設備の老朽化対策」を中心とした適正な 維持管理のための対応が必要とされていく。

さらに、下水道施設は、他のライフラインと異なり、地震等の災害時に同等の機能を有する代替手段がないため、災害時や災害復興時における衛生環境の確保の観点からも老朽化対策や耐震化といった対応を着実に行い、機能維持していくための一定額以上の投資は不可避である。

2 下水道事業の課題

このような現状の中で、岐阜市の下水道事業は「施設・設備」と「企業経営・ 財政」の面から次のような課題を抱えている。

(1)「施設・設備」の課題

ライフラインとしての機能を維持していくため、老朽化対策や耐震化に取り組んでいく必要があり、現有施設について、その維持管理の基準となる法定耐用年数から判断する限りでは、今後10年間で年平均44億円程度の投資が必要(資料3)となることが見込まれる。

(2)「企業経営・財政」の課題

人口減少や節水型社会の進展により、事業運営の財源の柱となる料金収入 は、今後、減少していく見通しである。

一方で、これまで下水道普及の投資を継続してきたことから、普及率については、平成26年度末現在で92.2%までに達しているが、その過程で必要とされる設備投資額が相当なものであったことに加え、その主な財源を企業債により調達してきたことから、企業債残高が高止まりの状況である。

(資料4)

このような企業債残高の高止まりにより、現在、内部留保の原資となる減価償却費を企業債償還金が上回る状況(資料4)が継続しており、企業債の返済を手元資金のみで賄うことが困難な状況であることから、返済の資金の一部を資本費平準化債と呼ばれる借り入れで再調達し、言わば返済を繰り延べしている状況である。

さらには、現状において、先に述べた企業債の償還が大きな負担となっており、手持ち資金である補てん財源を、それに充当せざるを得ないため、 補てん財源そのものが、早期に枯渇することが確実視される。

このような点から判断すると、下水道事業の財政収支はきわめて切迫した 状況にあると言わざるをえない。

なお、企業債に過度に依存した企業経営のあり方は、「世代間の負担の公平性」の面から、さらには金利上昇のリスクの面からも、是正していくべきであることは当然である。

このように、「施設・設備」や「企業経営・財政」において抱える課題を踏ま えた上で、以下に示す3点については、ライフラインを担う下水道事業者とし て今後も確実に対応していくことが必要である。

まず1点目は、「衛生環境の確保」である。

我々は日々の生活で多くの水を使い、結果として生活汚水を、また経済活動においても相当量の汚水を排出している。下水道事業は、これらの汚水を適正に処理することで、公衆衛生の向上を図っているが、それは将来にわたり、安定的に継続されていくものでなくてはならず、下水道事業者には下水道管を含めた適正な施設配置や施設・設備の維持管理に努めていく責務が課せられていると言える。

2点目は、「大規模な災害や事故への対応」である。

先に述べたように下水道施設については、災害時における代替手段がない。 よって、耐震化や老朽化対策を着実に進めることにより、災害に強い施設・設備を維持し、有事の際にも最低限必要な機能維持を図り、事業継続を行っていくことが求められる。 最後に、「経済動向や人口動態等の変化への対応」である。現在、人口減少や 節水型社会の進展により、下水道事業を取り巻く社会環境は従来と異なる局面 を迎えており、今後は、経済動向や人口動態を的確に把握することで、これま で以上に、その変化に柔軟に対応していくための「事業計画」や「財政計画」 を策定し、健全経営に努めていく責務が課されている。

3 これからの企業経営について

本審議会は、下水道事業の現状や課題、下水道事業者の責務を踏まえた上で、これからの事業経営のあり方を検討し、その結果として以下の点を確認した。

これまでの下水道事業経営にあたっては、概ね3年から4年間の料金算定期間内に損益の黒字を確保すること、すなわち、短期的な収支である「収益的収支」を中心に検討がされてきたが、今後は、これまでのような短期的な視点に加えて、「料金収入の動向」、「設備投資の計画」、「企業債のあり方」等について、少なくとも10年程度の先を見据えた「長期的な視点」による事業運営が必要となっている。

4 事業計画について

このような下水道事業の現状や課題等を整理した上で、事務局より示された 平成27年度以降の10年間の長期的な事業計画を検討した。

まず、先に述べた法定耐用年数に着目した考え方によれば、今後、年平均 44 億円規模の投資が必要とされる。(資料3)

また、年度ごとの投資総額の大部分を「老朽化対策」や「耐震化」といった 現有施設の更新等への投資が占めることになり、これまでの「拡張」から「維 持管理」の時代に移行していくことが明らかにされた。(資料3、資料5)

しかしながら、下水道事業を取り巻く経営環境について、料金収入の減少の 見通しやこれまでの事業投資のために活用してきた企業債の元利償還金の負担 の増加等、その状況は予断を許さないものであることから、事務局からは、国 土交通省が示すアセットマネジメントの考え方を取り入れた長寿命化等を考慮 した「事業計画」の見直し案が示された。

それによると、今後 10 年間の必要な設備投資は年平均 30 億円程度までに圧縮されることになる。(資料 5、資料 6)

この投資の見直しに対し、一部の委員からは、法定耐用年数を基本とした当初の見通しから投資額が相当規模、削減されることから、施設の適正な維持管理に対して懸念が示されたが、事務局からは、耐震化により適正に施設・設備の機能維持を確保していくほか、見直し案は設備の状況を的確に把握した上で、投資の平準化を行った結果であることが説明された。

なお、この事業計画により、平成36年度末の人口普及率は93.6%に達すると

ともに、施設耐震化率は 39.3%、重要幹線管渠の耐震化率は 40.2%に向上する ことが見込まれる。

以上のような検討に基づいて示された見直し後の事業計画は、「ライフライン としての継続的な機能維持」や「大規模な災害や事故への対応」が考慮された ものと評価した。

5 財政計画について

先に検討した事業計画の実現には適切な財政計画の策定が必要である。本審議会としては、以下の視点から、事務局から示された財政計画案を検討した。

1点目は、今後の料金収入の大幅な増加が見込めない中でも、事業計画に示された更新を中心とする投資を継続していくことは必須であるが、その一方で、 削減の余地は限られるとしても、経費削減の努力を継続し、利益を安定的に確保していくことである。

なお、経費削減に関する審議において、下水道事業が汚水処理の過程で多大な電力を消費する点から、今般、民間企業でも活用され始めている電力供給の規制緩和を活用したコスト削減を十分に研究・検討する等、公営企業として常に新たな経費削減の手法の検討を行い、経営努力を行っていくべきとの重要な指摘があった。

2点目は、企業債に過度に依存した体質からの脱却と過去の企業債の返済の ための資金確保である。

企業債は、将来に亘り、利息とともに元金返済を行う義務を伴っている。これまでの事業投資の結果、企業債残高は高止まりの状況であり、今後、元利償還金が多大なものとなっていくため、償還のための資金確保は財政運営において重要な課題である。

3点目は、企業経営における手持ち資金の確保である。

岐阜市の下水道事業は、地方公営企業として運営されているが、民間企業と 同様に、投資や企業債償還等、事業運営における資金需要に確実に対応できる 手持ち資金、すなわち、補てん財源を一定規模確保していくことが求められる。

なお、この補てん財源については、事務局から財政計画や資金繰りの現状が示され、年度内の資金需要に確実に対応していくためには、10 億円程度の補てん財源の確保が最低限必要との提示がされている。

本審議会は、これらの視点に基づき、事務局より示された財政計画を検討した。その結果、下水料金を「現状維持」とした場合、現状においては過去の企業債償還の負担が大きいため、平成31年度には、手持ち資金である補てん財源がマイナスとなり下水道事業の運営そのものに支障をきたすという深刻な状況になることが明らかになった。そのため、事務局からは、「10%」、「12.5%」、「15%」の料金改定を織り込んだ財政計画が示され、財源確保の視点から、今後の投資

の厳選化や経費削減に努めることを前提にしたとしても、今後 10 年間の安定経営のためには、15%程度の料金改定を行いたい旨の説明がなされた。

6 料金改定について

本審議会は、事務局から提示された下水道事業の現状や課題、今後の事業計画及び財政計画の案に基づき、平成28年度からの下水料金のあり方について、7回に亘り、慎重に審議を重ねた。

岐阜市の下水道事業は、地方公営企業として運営されており、運営経費は、 独立採算制により、料金収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則である。

一方で、下水料金は公共料金であり、独立採算制による事業運営のみに着目し、受益者負担が過大となれば、市民生活への影響も大きいことから、審議において、後に示すような料金改定そのものに懸念を示す意見も示されたが、最終的に、審議会において、受益者の負担増大に配慮しつつも、「老朽化対策」や「耐震化」といった現有施設の維持管理を適切に行うことにより、安心・安全かつ健全な下水道事業を継続していくことが優先されるべきとの認識が多数を占めた。

特に、現状のまま事業継続を行うと、たとえ事業計画に示された財政負担の 軽減を図るための事業投資の抑制を行ったとしても、手持ち資金である補てん 財源が枯渇する状況を回避できない。すなわち、現段階において、財源の確保 の対応を行わなければ、下水道事業の継続そのものが危ぶまれることから、現 段階において、下水料金の増額改定もやむを得ないとの意見が多数となった。

なお、審議においては、受益者負担の公平性の観点から、下水料金の未収金については、本来、確保すべき財源の一部であるため、確実に回収していくことは重要な視点であり、今後もその解消に努めていくことも要請された。

さらには、下水道事業における汚泥処理の一環として、これまで焼成レンガ 事業・りん回収事業に取り組むことにより、下水処理の過程で発生する汚泥を 産業廃棄物として処分することを回避しているが、公営企業としては、着手す る事業の費用対効果について、十分留意すべきであり、相当額の負担が生じて いる事業を継続しながら料金改定に踏み切ることに対し反対の意見が示された。

本審議会としては、個別事業の政策の是非を判断することは控えるが、以下の点を付言する。

汚泥の適正な処分は下水道事業者に課せられた責務であること、国においても下水道事業の根拠となる下水道法を改正し、汚泥の有効活用について下水道事業者に努力義務を課すなどの動向が見られることから、これらの事業については昨今の社会的な要請に先んじて応えているものとして、一定の評価はできるものと判断する。

その一方で、公営企業の事業運営において相当額の負担が生じている結果に

なっており、今後も経費の縮減に努めるべきことを提起しておく。

また、りん回収事業は、産業廃棄物を排出せず、また有効な資源活用を行うという観点からみれば、岐阜市全体の環境保全に寄与しているともいえることから、下水道事業に留まらず、岐阜市全体の政策として、その財政負担のあり方について、今後、十分に全市的な検討を重ねていくべきであるとの意見が示されたことも付言しておく。

さらに、前述と同様の見解とともに、早急な料金改定を行うのでなく、今後2年程度、従来の枠組みに留まらないあらゆる側面からの経費削減に努め、企業努力を継続し、りん回収事業を含めた今後の事業展開も十分に精査・総括した上で、料金改定の時期を検討するべきとの立場から、今回の料金改定に強く反対する意見も示されたこともあわせて示しておく。

7 料金水準のあり方

料金水準とは、事業運営の原資となる下水料金収入の総額をどの程度に設定するかということであり、この検討にあたっては、まず、料金算定期間を定める必要がある。

ライフラインである下水道は生活に欠かせないものであるため、一定期間、大きな変動がなく、安定したものであることが望ましく、他の事業体においても、概ね3年から5年程度、料金を据え置く期間を設定している。これが料金算定期間であり、岐阜市もこれまで3年から4年の期間を算定期間として設定してきた。

今回、事務局から長期的な視点に基づいた平成36年度までの「事業計画」と「財政計画」が示され、審議会としては、この期間について、これらの計画に基づいた事業運営を着実に行っていく必要があると判断した。その上で、この10年間の計画の中間年度となる平成31年度までの4年間を、平成28年度以降の料金算定期間とすることとした。

さらに、料金水準のあり方について審議を重ね、「安全な施設設備を有する下水道事業の継続」、「企業債償還金の増加の抑制、事業資金の確保」、「補てん財源の確保」の観点から、今後、料金改定による収入の増加により、財源を確保していくことで、財政的にも安定し、かつ持続可能な事業経営を実現していくべきとの意見が多数となった。

8 料金体系のあり方

岐阜市の下水料金は、「一般汚水」と「公衆浴場汚水」に料金体系を区分し、 さらにその中で「基本料金」と「従量料金」からなる「2部料金制」によりそ の体系が組み立てられている。 今回の料金改定にあたっては、

- ①「基本料金」の大幅な改定は、汚水放流量が少量の小口の下水道利用者に対して改定の影響が大きくなることから、料金収入に占める「基本料金」と「従量料金」の割合については、留意する必要があること。
- ②固定的な経費を回収することに主眼をおいた「基本料金」と変動的な経費を 回収する「従量料金」からなる「2部料金制」を継続するとともに、「公衆 浴場」については、現在においても公衆衛生の確保の観点から入浴料金が高 騰しないよう設けられている統制額の指定を受けていることから、「一般汚 水」と区分した料金体系を維持すること。
- ③利用者の料金負担の公平化を図るために「基本料金」及び「従量料金」とも 改定すること。
- 以上の方針に基づいて料金改定案の検討を行った。

事務局から提示された改定案は、

- ・「改定案A」として、 基本料金、従量料金を平等に改定するもの(平均改定率 14.88%)、
- ・「改定案B」として、 基本料金の改定を重視したもの(平均改定率 14.77%)、
- ・「改定案C」として、 従量料金の改定を重視したもの(平均改定率 14.89%)、

以上の3案であった。

本審議会としては、示された3つの改定案について、検討を行った結果、基本料金の改定を重視しすぎると、少量利用者への改定の影響が大きくなること、また従量料金の改定を重視すると、従量料金は汚水放流量の増減の影響を大きく受けるため、料金収入が不安定となる要因となることから、今回の審議においては、基本料金、従量料金を平等に改定する「改定案A」の考え方を採用することを妥当とした。

しかしながら、市民生活を鑑みると、我が国の景気の先行きが未だ不透明な要素を含み、また、食品等生活必需品の物価の上昇が見込まれ、さらには平成29年4月からの消費税の再度の引き上げが予定されている中で、利用者にとって公共料金である下水料金の支出は避けることの出来ないものであることから、日常生活における影響が懸念されるため、改定率については、慎重な対応が必要であるとの意見が多く示された。

このような本審議会からの意見を受け、事務局から「基本料金」と「従量料金」を平等に改定する平均改定率 10.24%の料金改定案が、再度、提示された。本審議会としては、

①今後の下水道事業を安定的に経営していくには料金改定そのものは必要であること、

- ②料金改定後も、全国的な統計値である一月 20 ㎡の汚水放流量の場合の料金水準は、中核市の中位に位置すること、(資料7)
- ③岐阜市の平均的な家庭である3人世帯において、一月あたり世帯総額で約240円、一人あたり約80円の増額であること、

以上のようなことから、この改定案により料金改定を実施することで、安定した下水道事業を継続していくべきとの意見が多数を占め、議論が集約された。ただし、財政計画から判断すると、今後も下水道事業においては、種々の課題への対応が必要であるため、下水道事業者には、今後の算定期間内において、その後の事業運営の安定化のための方策を十分に検討していくことが求められていることを指摘しておく。

さらに、「料金収入の見通し」や「企業債の償還」、「施設・設備の老朽化の進展の見込み」、「手持ち資金の確保」等を勘案すれば、長期的な視点に立った下水料金のあり方の議論は、今後も避けることのできない大きな課題であることもあわせて指摘する。

9 むすび

本審議会は、慎重な審議を重ねた結果、今後の下水道事業の経営健全化のため、料金改定はやむを得ないとの認識が多数を占め、審議を終結した。

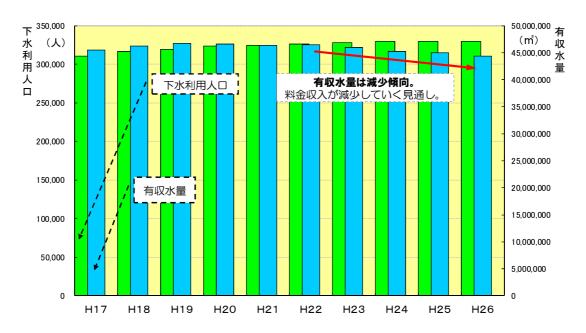
しかしながら、下水料金を始めとする公共料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすため、事業者の責務として、料金改定の趣旨や下水道事業の健全化の必要性等について、市民の理解が得られるよう、さらに十分な情報提供を行っていくことを求めるものである。

また、今次の答申は、料金算定期間を 4 年間としているが、この間においても、「社会情勢」及び「経済情勢」等を的確に把握し、資金収支のあり方や事業投資の検証に取り組み、適切な見直しを積極的に行っていくことにより、今後のさらなる料金値上げを回避するための最大限の経営努力を継続し、より健全な事業運営を実現していくことを強く求めるものである。

最後に、今後も下水道事業者においては、その果たすべき責務を十分に認識 し、効率的な経営の推進、建設投資の適切な実施、普及促進活動の実行等を推 進していくことで、先人の努力により築き上げられたこの下水道事業が、将来 にわたって安定的に継続されていくことへの強い期待を審議会として表明する。

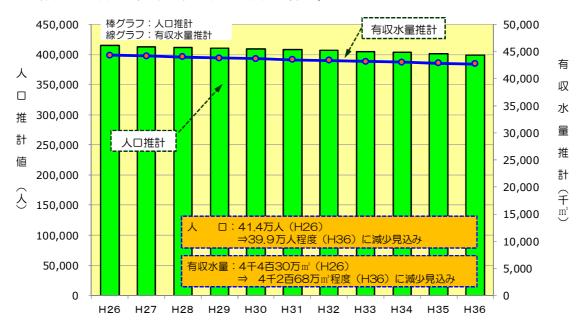
資料1 過去 10 年間の下水利用人口及び有収水量

- ■平成18年1月の柳津町との合併以降、年度ごとの変動はあるが、有収水量(料金収入となる汚水放流量)は減少の傾向。
- ■少子高齢化社会の到来を迎え、大幅な人口の増加が見込まれないことから、今後もこの状況の大幅な改善はなく、料金収入の増加は見込めない。



資料2 今後の人口と有収水量の推計

- ■人口推計の平成 26、27 年度は住民基本台帳の実数。平成 28 年度以降は平成 22 年度 国勢調査値を基にした岐阜市総合計画における推計下落率から算定。
- ■有収水量推計は、対前年下落率を推計し算定。



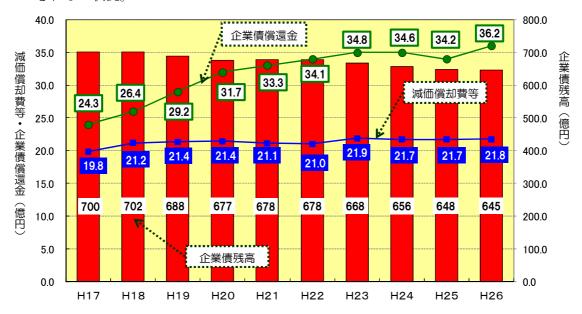
資料3 下水道施設、下水道管の拡張と改良の見通し (見直し前)

- ■下水道施設は全面改築や長寿命化などの「改良」に年平均 18.1 億円、下水道管は市街 化調整区域の整備などの「拡張」に年平均 2.5 億円、長寿命化や耐震化などの「改良」 に年平均 23.5 億円の投資が必要。
- ■約94%が「改良」への投資となっており、下水道施設と下水道管が「拡張」から「改良」へ、すなわち、維持管理が中心となり、年平均で44億円程度の投資が必要とされていく。



資料4 企業債残高、企業債償還金、減価償却費の推移

- ■企業債残高は、平成18年度をピークに減少傾向。
- ■企業債償還金は平成 17 年度の約 24 億円から年々増加し、平成 26 年度は約 36 億円と約 12 億円増加。
- ■企業債償還金が、減価償却費を上回る水準。償還金を、減価償却費のみではまかなえ きれない状況。



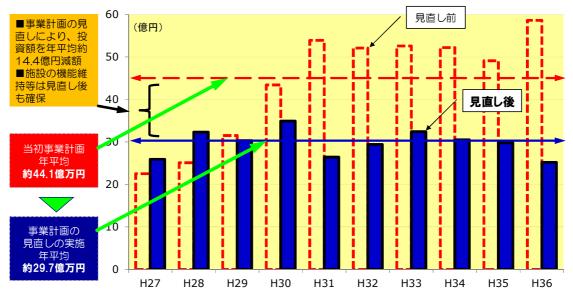
資料5 下水道施設、下水道管の拡張と改良の見通し(見直し後)

- ■下水道施設と下水道管の見直し後の事業投資は、下水道施設は全面改築や長寿命化などの「改良」に年平均 16.6 億円、下水道管は市街化調整区域の整備などの「拡張」に年平均 2.4 億円、長寿命化や部分的な布設替えなどの「改良」に年平均 10.7 億円の投資が必要。
- ■約92%が「改良」への投資であり、下水道施設と下水道管が「拡張」から「改良」へ、 すなわち、維持管理の時代へと移行。



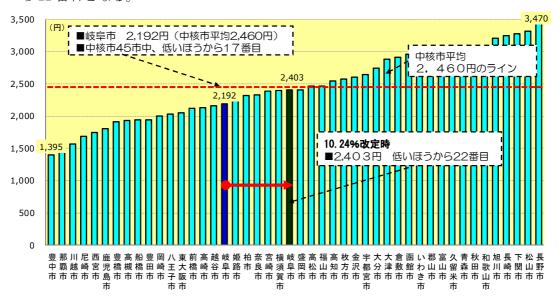
資料6 今後の10年間の施設設備の見通し(見直し前と見直し後の比較)

- ■見直しの結果、今後10年間の投資は、年平均額で約14.4億円を減額。
- ■安心・安全な事業継続のため、施設の機能維持は確保していく方策を取り、財政的な 負担の軽減を図る。



資料7 中核市との料金比較

- ■総務省公営企業年鑑で採用する1月で20m3の汚水放流量の負担額の比較。
- ■現行料金では、中核市 45 市中低い方から 17 番目。今回の料金改定により、低い方から 22 番目となる。



岐阜市公営企業経営審議会委員名簿

◎:会長 ○:副会長

小 山 昭 久 連合岐阜·岐阜地域協議会議長

金 森 賀津子 公募委員

河 村 隆 史 公募委員

◎ 木 村 隆 之 岐阜経済大学名誉教授

黒 田 育 宏 岐阜市議会議員

河 野 美佐子 岐阜市生活学校代表

後 藤 順 公募委員

須 田 眞 岐阜市議会議員

进 孝子 岐阜市議会議員

内 藤 邦 雄 ぎふ農業協同組合常務理事

藤 吉 一 郎 岐阜県経営者協会

松 井 逸 朗 岐阜市加納西自治会連合会会長

松原徳和岐阜市議会議員

柳原覚・岐阜市議会議員

○ 山 田 英 治 岐阜商工会議所専務理事

別表1

種別改定試算表

| 現行料金 | | | | | | | | | |
|------|-----|----------------|-----------|-------------|-------------|----------------|--|--|--|
| 種別 | | 区分 | 調定件数 | 水量 | 単価 | 金額 | | | |
| | 基本 | _ | | _ | 800 | 5,208,485,998 | | | |
| | 従量1 | 1~20 | | 57,819,348 | 26 | 1,495,760,043 | | | |
| | 従量2 | 21~40 | | 35,059,311 | 97 | 3,383,689,476 | | | |
| | 従量3 | 41~100 | 6,543,440 | 22,964,843 | 107 | 2,444,908,711 | | | |
| 第1種 | 従量4 | 101~1,000 | | 1,890,399 | 112 | 210,662,334 | | | |
| | 従量5 | 1,001~20,000 | | 174,668 | 118 | 20,507,407 | | | |
| | 従量6 | 20,001~ | | 3,614 | 123 | 442,292 | | | |
| | | 従量料金計 | | 117,912,183 | _ | 7,555,970,262 | | | |
| | | | 第1種合計 | | | 12,764,456,260 | | | |
| | 基本 | _ | | - | 800 | 8,211,391 | | | |
| | 従量1 | 1~20 | | 106,053 | 26 | 2,743,543 | | | |
| | 従量2 | 21~40 | | 93,924 | 97 | 9,064,914 | | | |
| | 従量3 | 41~100 | 10,316 | 275,551 | 107 | 29,336,018 | | | |
| 第2種 | 従量4 | 101~1,000 | | 2,306,012 | 112 | 256,977,426 | | | |
| | 従量5 | 1,001~20,000 | | 3,481,139 | 118 | 408,713,292 | | | |
| | 従量6 | 20,001~ | | 42,298 | 123 | 5,176,549 | | | |
| | | 従量料金計 | 6,304,977 | _ | 712,011,742 | | | | |
| | | | 第2種合計 | | | 720,223,132 | | | |
| | 基本 | _ | | _ | 800 | 312,026 | | | |
| | 従量A | 1~20 | 392 | 3,920 | 5 | 19,502 | | | |
| 第3種 | 従量B | 21~40 | | 262,316 | 19 | 4,958,996 | | | |
| | | 従量料金計 | | 266,236 | _ | 4,978,498 | | | |
| | | 5,290,524 | | | | | | | |
| | 基本 | _ | | _ | 800 | 633,139,923 | | | |
| | 従量1 | 1~20 | | 6,453,035 | 26 | 166,937,059 | | | |
| | 従量2 | 21~40 | | 4,652,834 | 97 | 449,060,321 | | | |
| | 従量3 | 41~100 | 795,416 | 6,677,188 | 107 | 710,874,231 | | | |
| 第4種 | 従量4 | 101~1,000 | | 13,730,519 | 112 | 1,530,101,939 | | | |
| | 従量5 | 1,001~20,000 | | 14,248,896 | 118 | 1,672,933,252 | | | |
| | 従量6 | 20,001~ | | 4,609,379 | 123 | 564,108,859 | | | |
| | | 従量料金計 | | 50,371,851 | _ | 5,094,015,660 | | | |
| | | | | | | 5,727,155,583 | | | |
| | 基 | 基本料金 | 7,349,564 | _ | | 5,850,149,338 | | | |
| | | 13,366,976,162 | | | | | | | |
| 松△≒ | | | 雨水料金 | | | 5,676,108 | | | |
| 総合計 | | | 水質料金 | | | 57,361,380 | | | |
| | | | 計測器 | | | 74,574,416 | | | |
| | | 19,354,737,404 | | | | | | | |

| 改定料金 | | | | | | | |
|----------|----------|--------------|-----------|----------------|---------------|----------------|--------|
| 種別 | | 区分 | 調定件数 | 水量 | 単価 | 金額 | 改定率 |
| | 基本 | _ | | _ | 875 | 5,696,781,560 | 9.38% |
| | 従量1 | 1~20 | | 57,819,348 | 28 | 1,610,818,508 | 7.69% |
| | 従量2 | 21~40 | | 35,059,311 | 107 | 3,732,523,443 | 10.31% |
| | 従量3 | 41~100 | 6,543,440 | 22,964,843 | 119 | 2,719,104,080 | 11.21% |
| 第1種 | 従量4 | 101~1,000 | | 1,890,399 | 125 | 235,114,212 | 11.61% |
| | 従量5 | 1,001~20,000 | | 174,668 | 132 | 22,940,489 | 11.86% |
| | 従量6 | 20,001~ | | 3,614 | 138 | 496,230 | 12.20% |
| | | 従量料金計 | | 117,912,183 | _ | 8,320,996,961 | 10.12% |
| | | | | 14,017,778,521 | 9.82% | | |
| | 基本 - 875 | | | | | 8,981,208 | 9.38% |
| | 従量1 | 1~20 | | 106,053 | 28 | 2,954,584 | 7.69% |
| | 従量2 | 21~40 | | 93,924 | 107 | 9,999,442 | 10.31% |
| | 従量3 | 41~100 | 10,316 | 275,551 | 119 | 32,626,038 | 11.21% |
| 第2種 | 従量4 | 101~1,000 | | 2,306,012 | 125 | 286,805,163 | 11.61% |
| | 従量5 | 1,001~20,000 | | 3,481,139 | 132 | 457,204,699 | 11.86% |
| | 従量6 | 20,001~ | | 42,298 | 138 | 5,807,836 | 12.20% |
| | | 龙量料金計 | | 6,304,977 | _ | 795,397,762 | 11.71% |
| | | | | 804,378,971 | 11.68% | | |
| | 基本 | _ | | _ | 875 | 341,279 | 9.38% |
| | 従量A | 1~20 | 392 | 3,920 | 6 | 23,402 | 20.00% |
| 第3種 | 従量B | 21~40 | | 262,316 | 21 | 5,480,996 | 10.53% |
| | | 徒量料金計 | | 266,236 | _ | 5,504,398 | 10.56% |
| | | | 第3種合計 | | | 5,845,677 | 10.49% |
| | 基本 | _ | | - | 875 | 692,496,791 | 9.38% |
| | 従量1 | 1~20 | | 6,453,035 | 28 | 179,778,371 | 7.69% |
| | 従量2 | 21~40 | | 4,652,834 | 107 | 495,355,199 | 10.31% |
| | 従量3 | 41~100 | 795,416 | 6,677,188 | 119 | 790,598,444 | 11.21% |
| 第4種 | 従量4 | 101~1,000 | | 13,730,519 | 125 | 1,707,703,057 | 11.61% |
| | 従量5 | 1,001~20,000 | | 14,248,896 | 132 | 1,871,416,858 | 11.86% |
| | 従量6 | 20,001~ | | 4,609,379 | 138 | 632,902,622 | 12.20% |
| | | 龙量料金計 | | 50,371,851 | _ | 5,677,754,551 | 11.46% |
| | | | 第4種合計 | | 6,370,251,342 | 11.23% | |
| | 基 | 本料金 | 7,349,564 | _ | | 6,398,600,839 | 9.38% |
| | | 従量料金 | | 174,855,247 | _ | 14,799,653,672 | 10.72% |
| ₩ | | | 雨水料金 | | | 5,676,108 | 0.00% |
| 総合計 | | | 水質料金 | | | 57,361,380 | 0.00% |
| | | | 計測器 | | | 74,574,416 | 0.00% |
| | | | | 21,335,866,415 | 10.24% | | |

下水道事業 財政計画(現行料金による財政計画)

H24.7改定(2.97%)

現行料金算定期間 (単位:億円) H19 H21 H22 H27 H31 H32 H17 H18 H20 H23 H24 H25 H26 H28 H29 H30 H33 H34 H35 H36 H17-26 H27-36 分 区 計画 決算 決算 決算 決算 決算 決算 計画 計画 計画 計画 計画 平均 平均 決算 決算 決算 決算 見込 計画 計画 計画 収 入 74.9 71.6 69.7 67.5 77.1 78.5 72.9 74.2 69.9 69.4 67.6 80.1 80.6 80.1 79.5 78.7 78.8 77.9 77.6 77.4 76.8 71.8 1 2 うち下水料金 49.6 50.1 49.9 49.6 49.6 48.8 48.7 48.5 48.3 48.1 47.9 47.8 47.6 47.4 47.3 49.6 48.0 2① 47.8 (改定前) 48.7 48.5 48.3 48.1 47.9 47.6 47.4 47.3 48.0 22 0.0 (料金改定分) 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 うち一般会計繰入金 13.9 3 20.5 21.5 21.2 19.3 17.8 17.6 17.517.3 16.9 16.0 16.0 16.0 15.3 14.7 14.2 13.6 13.0 12.5 12.0 11.6 18.6 うち長期前受金戻入 4 15.0 16.0 14.6 15.2 15.2 15.2 16.0 15.9 16.3 16.8 17.2 17.4 14.6 5 支 出 71.8 73.6 73.6 71.5 67.0 66.3 65.8 64.7 65.3 80.5 80.4 78.7 77.9 77.0 77.8 76.6 76.4 76.4 76.5 76.4 70.0 77.4 益 6 うち人件費 8.7 8.6 9.5 9.0 9.0 7.3 7.46.56.57.0 7.27.1 6.8 6.8 6.9 6.7 6.6 6.6 6.8 7.0 8.0 6.9 うち減価償却費、資産減耗費 22.7 38.0 37.2 19.5 21.2 21.4 21.1 21.0 21.8 21.7 21.7 36.3 36.6 38.0 37.8 38.4 40.0 21.4 36.8 36.7 39.1 39.7 収 支 うち支払利息 21.0 21.1 20.6 18.2 16.416.3 16.0 15.5 14.9 14.3 13.6 12.9 12.2 11.4 10.8 10.0 9.38.6 8.0 7.417.4 10.4 経常損益 9 2.7 $2.2 \triangle 0.4$ 0.4 1.2 1.4 0.6 0.1 3.6 3.6 2.9 1.5 1.7 1.0 1.3 1.0 0.6 1.6 1.3 1.8 1.1 10 0.0 0.0 0.0 特別損益 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 $\triangle 1.4$ 0.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 Δ 0.1 純損益 11 1.4 2.7 3.6 1.3 1.2 0.6 0.1 3.6 2.9 0.8 0.0 0.2 1.5 1.6 1.7 1.0 1.3 1.0 0.6 0.4 1.7 1.1 利益剰余金 12 2.8 3.2 2.3 4.9 5.8 5.2 3.0 3.7 3.9 5.1 5.2 5.3 4.7 4.9 4.3 4.1 4.7 2.8 5.8 5.0 4.6 4.0 うち繰越利益剰余金 13 1.8 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.3 2.2 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 2.3 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 うち利益処分額 14 2.7 2.9 1.5 1.7 1.3 1.0 1.0 0.6 0.1 3.6 3.6 0.8 0.0 0.2 1.6 1.0 1.3 1.0 0.6 0.4 1.6 1.1 46.5 48.8 52.5 67.3 47.5 43.5 47.8 40.9 53.0 収入 15 56.1 66.4 60.3 38.9 36.8 43.4 59.3 45.9 51.1 51.5 45.7 46.1 45.4 うち企業債 16 27.5 28.4 47.0 22.6 26.5 33.4 31.6 30.6 25.6 27.125.2 23.1 32.5 34.7 38.7 34.6 34.9 24.4 31.3 28.2 26.526.1 資 うち一般会計繰入金 17 4.2 4.1 3.7 4.2 4.9 4.7 5.1 4.3 4.4 3.6 3.6 3.6 4.3 4.0 4.0 4.0 4.3 4.3 4.3 4.2 4.1 的 支 出 18 74.0 75.4 68.3 75.6 93.1 95.1 84.6 62.6 62.3 68.1 85.9 71.1 76.4 75.0 80.2 73.3 77.2 80.1 79.0 78.6 77.1 76.5 うち建設改良費 19 34.5 44.4 41.4 35.1 27.8 34.0 37.4 39.1 33.4 35.8 34.8 うち企業債償還金 20 31.0 26.9 52.7 58.0 33.9 34.1 34.8 34.6 34.1 36.2 37.6 38.9 39.9 41.1 42.4 43.8 44.3 44.4 43.8 43.1 37.6 41.9 21 収支不足(補てん)額 19.3 19.5 23.1 26.7 27.8 24.3 23.7 25.5 24.7 25.2 25.3 27.5 28.7 29.8 31.5 32.3 32.9 33.2 33.1 26.6 24.1 30.0 補てん財源残高 22 13.7 16.6 14.8 11.0 14.2 15.2 16.6 14.1 12.3 10.2 7.1 3.1 ▲ 1.9 ▲ 9.2 ▲ 16.7 ▲ 24.6 ▲ 33.0 ▲ 41.8 14.6 18.1 11.6 **▲**9.5 企業債現在高 23 701.8 687.8 676.8 677.5 678.2 667.8 655.8 648.1 645.3 639.0 631.6 619.9 592.5 575.2 558.0 539.7 521.1 700.4 609.4

(注)端数処理の関係上、表中の数値間で計算した値と一致しない場合があります。

下水道事業 財政計画(料金改定後の財政計画)

H24.7改定(2.97%)

現行料金算定期間 (単位:億円) H19 H21 H22 H27 H31 H32 H17 H18 H20 H23 H24 H25 H26 H28 H29 H30 H33 H34 H35 H36 H17-26 H27-36 分 区 決算 決算 決算 決算 決算 決算 計画 計画 計画 計画 計画 平均 平均 決算 決算 決算 決算 見込 計画 計画 計画 計画 収 入 74.9 71.6 67.5 83.6 82.8 72.9 74.2 69.7 69.9 69.4 67.6 80.1 80.6 85.0 84.3 83.5 82.7 82.4 82.1 81.8 81.5 71.8 1 2 うち下水料金 49.6 50.1 49.9 50.1 49.6 49.6 49.6 48.8 53.5 53.3 53.1 52.9 52.7 52.6 52.2 52.0 49.6 52.4 2① (48.0)(改定前) 48.7 48.5 48.3 48.1 47.9 47.8 47.6 47.4 47.3 22 (4.8)(料金改定分) 4.9 4.8 4.8 4.8 4.8 4.8 4.7 4.8 うち一般会計繰入金 3 20.5 21.5 21.2 19.3 17.8 17.6 17.517.3 16.9 16.0 16.0 16.0 15.3 14.7 13.6 13.0 12.5 12.0 11.6 18.6 13.9 14.2うち長期前受金戻入 4 15.0 16.0 14.6 15.2 15.2 15.2 16.0 15.9 16.3 16.8 17.2 17.4 14.6 5 支 出 71.8 73.6 73.6 71.5 67.0 66.3 65.8 64.7 65.3 80.5 80.4 78.7 77.9 77.0 77.8 76.6 76.4 76.4 76.5 76.4 70.0 77.4 益 6 うち人件費 8.7 8.6 9.5 9.0 9.0 7.3 7.46.56.57.0 7.2 7.1 6.8 6.8 6.9 6.7 6.6 6.6 6.8 7.0 8.0 6.9 うち減価償却費、資産減耗費 22.7 38.0 37.2 19.5 21.2 21.1 21.0 21.8 21.7 21.7 36.3 36.6 38.0 37.8 38.4 40.0 21.4 21.4 36.8 36.7 39.1 39.7 収 支 うち支払利息 21.0 21.1 20.6 18.2 16.4 16.3 16.0 15.5 14.914.3 13.6 12.9 12.2 11.4 10.8 10.0 9.38.6 8.0 7.417.4 10.4 経常損益 9 2.7 $2.2 \triangle 0.4$ 5.7 5.1 1.2 1.4 0.6 0.1 3.6 3.6 2.9 6.3 6.5 5.8 6.1 5.4 6.4 6.1 1.8 10 0.0 0.0 特別損益 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 \triangle 1.4 0.4 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 Δ 0.1 純損益 11 1.4 2.7 3.6 0.2 5.1 5.4 1.2 0.6 0.1 3.6 2.9 0.8 0.0 6.3 6.4 6.5 5.8 6.1 6.1 5.7 5.4 1.7 利益剰余金 12 2.8 3.2 2.3 4.9 5.8 5.2 3.0 3.7 3.9 10.0 7.9 7.3 7.5 7.2 7.3 2.8 5.8 7.9 7.6 6.8 6.6 4.0 うち繰越利益剰余金 13 1.8 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.3 2.2 2.3 1.6 3.7 3.7 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 うち利益処分額 14 2.7 2.9 5.6 1.0 1.0 0.6 0.1 3.6 3.6 0.8 0.0 0.2 8.5 6.4 6.5 5.8 6.1 6.1 5.7 5.4 5.1 1.6 45.8 48.8 52.5 67.3 46.5 42.5 46.8 45.1 40.9 53.0 収入 15 56.1 66.4 60.3 38.9 36.8 43.4 59.3 45.9 51.1 50.5 44.7 44.4 うち企業債 16 28.4 47.0 22.6 26.5 33.4 31.6 27.2 29.6 24.6 25.5 26.1 25.1 24.2 23.1 32.5 26.8 34.7 38.7 34.6 34.9 24.4 31.3 資 うち一般会計繰入金 17 4.2 4.1 3.7 4.2 4.9 4.7 5.1 4.3 3.6 3.6 3.6 4.3 4.0 3.9 4.0 4.0 4.3 4.3 4.3 4.2 4.4 4.1 的 支 出 18 75.4 68.3 75.6 93.1 95.1 84.6 62.6 62.3 68.1 85.9 71.1 76.4 75.0 80.2 73.3 77.2 80.0 78.9 78.4 73.6 77.1 76.4 うち建設改良費 19 34.5 44.4 41.4 35.1 27.8 34.0 49.7 37.439.1 33.4 35.8 34.8 うち企業債償還金 20 31.0 26.9 52.7 58.0 33.9 34.134.8 34.6 34.1 36.2 37.6 38.9 39.9 41.1 42.4 43.8 44.2 44.2 43.6 42.8 37.6 41.9 21 収支不足(補てん)額 19.3 19.5 23.1 26.7 27.8 24.3 23.7 25.5 24.7 25.2 25.3 28.5 29.7 30.8 32.5 33.2 33.8 34.0 32.7 26.6 24.1 30.6 補てん財源残高 22 13.7 16.6 14.8 11.0 14.2 15.2 16.6 14.1 12.3 10.2 13.2 13.0 11.9 8.3 4.8 $0.8 \, \blacktriangle \, 3.6 \, \blacktriangle \, 7.3$ 18.1 11.6 企業債現在高 23 701.8 687.8 676.8 677.5 678.2 667.8 655.8 648.1 645.3 639.0 631.6 618.9 589.5 571.2 533.9 514.6 700.4 607.4 553.1

(注)端数処理の関係上、表中の数値間で計算した値と一致しない場合があります。

下水料金表

料金改定後

| | 種別 | 基本料金 | | | 従量料 | 4金 | | | |
|---------|-------------------------|-------|--------|---------|-----|-----|---------|-----|---------|
| | | 875 円 | 1 | ㎡以上 | 10 | m以下 | 28 円/㎡ | | |
| | | | 11 | ㎡以上 | 20 | m以下 | 107 円/㎡ | | |
|) ;= | エー・加エル | | 21 | ㎡以上 | 50 | m以下 | 119 円/㎡ | | |
| 水 | 一般汚水 | | 51 | ㎡以上 | 500 | m以下 | 125 円/㎡ | | |
| 料 | 污 一般汚水 水 料 金 公衆浴場汚水 | | 673 F3 | 8/3 [7] | 501 | ㎡以上 | 10,000 | m以下 | 132 円/㎡ |
| 並 | | | 10,001 | ㎡以上 | | m以下 | 138 円/㎡ | | |
| | | | 1 | ㎡以上 | 10 | m以下 | 6 円/㎡ | | |
| | | | 11 | ㎡以上 | | | 21 円/㎡ | | |

料金改定前

| | 種別 | 基本料金 | | | 従量料 | 1金 | | |
|---|-----------------------|------|--------|-----|-----|-------------------|---------|---------|
| | 汚 一般汚水 水 料 金 | | 1 | ㎡以上 | 10 | m以下 | 26 円/㎡ | |
| | | 800円 | 11 | ㎡以上 | 20 | m以下 | 97 円/㎡ | |
| 汗 | | | 21 | ㎡以上 | 50 | m以下 | 107 円/㎡ | |
| 水 | | | 800 円 | 51 | ㎡以上 | 500 | m以下 | 112 円/㎡ |
| 料 | | | | 501 | ㎡以上 | 10,000 | m以下 | 118 円/㎡ |
| 並 | | | 10,001 | ㎡以上 | | m ^l 以下 | 123 円/㎡ | |
| | 公衆浴場汚水 | | 1 | ㎡以上 | 10 | m以下 | 5 円/㎡ | |
| | 公外沿场乃小 | | 11 | ㎡以上 | | | 19 円/㎡ | |

増減

| 種別 | | 基本 | 料金 | 従量料金 | | | |
|------------------|------|-----------|-----|---------|--------|--|--|
| | | 増減 改訂率(%) | | 増減 | 改訂率(%) | | |
| | | | 9.4 | +2 円/㎡ | 7.7 | | |
| | | | | +10 円/㎡ | 10.3 | | |
| 汚水 料金 | 一般汚水 | +75 円 | | +12 円/㎡ | 11.2 | | |
| | | | | +13 円/㎡ | 11.6 | | |
| 料 | | | | +14 円/㎡ | 11.9 | | |
| <u> 17</u> | | | | +15 円/㎡ | 12.2 | | |
| | | | | +1 円/㎡ | 20.0 | | |
| | | | | +2 円/㎡ | 10.5 | | |

【備考】

- •平均改定率 10.24%
- ・基本料金、従量料金に対し、平均的に配賦